



**本** 本庁舎（新庁舎）

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**生** 生涯学習センター

**体** 県立県北体育館

3月1日(月)～7日(日)は  
「子ども予防接種週間」です

予防接種により、ワクチンで防げる病気から子どもたちを守ることができます。

お子さまの母子健康手帳を確認し、未接種の場合は受けようようにしましょう。

特に、4月から入園入学を控えているお子さまは、接種漏れがないようにご注意ください。

なお、受ける場合は、かかりつけの医療機関に予約してから受けましょう。

※法定外の予防接種は、一部助成となりますので、事前にご確認ください。

健康政策課 本3階  
TEL (23) 8975

健康・福祉



人工透析者通院燃料費助成の申請はお済みですか

年度ごとに申請が必要ですので、今年度分の申請がお済みでない方は、2月末までに申請ください。

●対象

▼市内に住所を有している方  
▼腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている方

▼人工透析療法を受けるため、週2回以上、片道1km以上の医療機関へ家用自動車を利用して通院している方

▼大田原市福祉タクシー利用者証の交付を受けていない方

▼市税などの滞納がない方

●助成額：年間の通院距離に、1kmあたり10円を乗じた額を助成(週2回まで、片道30kmを上限)

●持ち物：▼身体障害者手帳  
▼当該通院に利用する家用自動車の自動車検査証▼

▼自立支援医療受給者証または特定疾病療養受療証▼本人名義の通帳▼印鑑

●申請場所：▼福祉課▼湯津上支所総合窓口▼黒羽支所総合窓口

問 福祉課 本3階  
TEL (23) 8921

出張献血のお知らせ

献血は命をつなぐボランティアです。ご協力お願いします

出張献血のお知らせ

献血は命をつなぐボランティアです。ご協力お願いします

ます。

●日時：2月25日(土)午前10時～午後4時

●場所：市役所1階 市民協働ホール

●対象：16歳～69歳の健康な方  
※65歳以上の方の献血については、献血したくの方の健康を考慮し60～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

問 栃木県赤十字血液センター 推進課  
TEL 028(659)0114

市障害者相談支援センターが移転します

現在、大田原市保健センター内設置の「大田原市障害者相談支援センター」が、3月29日(土)から、市庁舎A別館1階へ移転します。

移転の都合上、移転日前後は電話が繋がりにくい場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

○障害者相談支援センター  
TEL (20) 6751

電話番号に変更はありません

問 福祉課 本3階  
TEL (23) 8954

【第2弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金について

【第2弾】新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金について

栃木県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間の短縮にご協力いただいた事業者に対し、協力金を支給します。

●対象期間 ①令和3年1月15日(金)20時から2月7日(日)24時までの全24日間  
②令和3年1月16日(土)20時から2月7日(日)24時までの全23日間

●支給額 対象期間①1店舗あたり144万円、対象期間②1店舗あたり138万円

●対象店舗 栃木県全域の通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業していた飲食店(カラオケ店を含む)  
※下記の店舗などは営業時間短縮要請の対象とはなりません。

▶テイクアウト専門店、イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストア、キッチンカー▶自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど)▶ホテルや旅館において宿泊客のみに飲食を提供する場合など

●申請要件 以下の①～⑧の要件を全て満たす必要があります。

①栃木県内に対象店舗を有すること。②対象店舗に係る「食品衛生法(昭和22年法律第233号)」に基づく営業許可証(飲食店および喫茶店に係る許可に限る)に記載されている事業者であること。③令和3年1月13日(緊急事態宣言日)より前に、必要な許可などを取得し、対象店舗において営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月7日(時短営業要請期間の最終日)以降であること。④対象店舗において、通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、令和3年1月15日20時または16日20時から令和3年2月7日24時までの全期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮(休業を含む)すること。⑤酒類を提供する店舗においては、酒類の提供時間を11時から19時までの間とすること。⑥「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条に規定する「暴力団員等」に該当しないこと。⑦「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」などを掲示していること。⑧営業時間短縮要請に応じた店舗として、店名などを公表することに同意すること。

●受付期間 令和3年2月8日(日)から3月5日(金)まで(郵送の場合当日消印有効)

●申請方法 インターネットまたは郵送 ※詳細は栃木県のホームページをご覧ください。

問 協力金コールセンター TEL 028-341-1787

受付日時 令和3年3月5日(金)まで(土(日)祝を含む) 午前9時～午後5時

栃木県ホームページ▶

